

(別紙)

投資サービス法の対象範囲についての考え方

[投資（金融）商品]

- ① 国債
- ② 地方債
- ③ 金銭債権であって以下のいずれかに該当するもの（以下「社債等」という。）
 - 社債その他これに類する金銭債権であって法律で発行につき特別の定めのあるもの（抵当証券その他の有価証券に表示されるべき金銭債権を含む。）

(例) 社債、金融債、特定社債、短期社債CP、独立行政法人債、投資法人債、約束手形CP（その他の手形を除く。）、抵当証券等
 - 金銭消費貸借による貸付け（当該貸付けを受ける者に対して同時期に均一の条件で行われる二以上の貸付けのうちの一に該当するものに限る。）に係る債権

(例) 組合債、学校債、病院債、ABL、シンジケートローン等
- ④ 株式その他法人に対する出資又は法人の基金の拠出に基づいて法人の収益その他の財産の分配を受ける権利（以下「出資等持分」という。）

(例) 株式、協同組織金融機関への優先出資証券、SPC優先出資証券、持分会社の社員権、有限責任中間法人の基金への拠出等
- ⑤ 信託の受益権（以下「信託受益権等」という。）

(例) 銀行等の貸付債権の信託受益権、投資信託受益権、SPT、銀行等の貸付債権以外の信託受益権、商品ファンド（信託型）等
- ⑥ 集団投資スキーム（定義は下記のとおり。）への参加に基づいて収益その他の財産の分配を受ける権利（④及び⑤並びに⑧から⑩に掲げる権利を除く。以下「集団投資持分」という。）

投資サービス法において、「集団投資スキーム」とは、民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限

責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約の締結（、信託の引受、持分会社の設立）、その他いかなる方法をもってするかを問わず、複数の者から事業のために金銭その他の財産の拠出を受け、当該財産を用いた事業を行い、当該事業から生じる収益を拠出者に分配することであって、次のいずれにも該当しないものをいう。

- ・ 集団投資として財産の拠出を行う者（以下、「拠出者」という。）の全員が事業の運営について日常的に関与している場合
- ・ 各拠出者の拠出した財産がそれぞれ独立した事業に用いられ、各拠出者がそれらの独立した事業からのみ収益の分配を受ける場合

（例）投資事業有限責任組合契約持分、投資事業を行う民法組合契約持分及び匿名組合契約持分、有限責任事業組合契約、投資以外の事業を行う民法組合契約持分及び匿名組合契約持分、商品ファンド（組合型）、不動産特定共同事業（組合型）、ラップ口座、その他投資契約に基づく権利等であって、出資者が複数のもの

⑦ 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結（、信託受益権の取得、持分会社に対する出資）、その他いかなる方法をもってするかを問わず、単独で事業のために金銭その他の財産を拠出し、当該事業から生じる収益の一部又は全部の交付を受ける権利（当該事業の運営について日常的に関与している拠出者に係る権利並びに④及び⑤並びに⑧から⑩に掲げる権利に該当するものを除く。以下「単独投資持分」という。）

（例）投資事業を行う民法組合契約持分及び匿名組合契約持分、投資以外の事業を行う民法組合契約持分及び匿名組合契約持分、商品ファンド（組合型）、不動産特定共同事業（組合型）、ラップ口座、その他投資契約に基づく権利等であって、出資者が単独のもの

⑧ 投資商品に係る権利であって以下に掲げるもの

- 投資商品の共有持分（⑥及び⑦の組合契約に基づく権利に該当するものを除く。以下「共有持分」という。）

（例）株式累積投資等

- 預託された投資商品に係る権利（以下「預託権利」という。）

（例）D R、ミニ株

● 投資商品に係るオプション（定義は下記のとおり。以下「オプション」という。）

当事者の一方の意思表示により当事者間において投資（金融）商品の取引を成立させることができる権利。

（例）ワラント、新株予約権

⑨ 外国若しくは外国法人に対する権利又は外国の法令に基づく契約に基づく権利で前各号に掲げる権利の性質を有するもの

（例）外国証券等

⑩ 前各号に掲げるもののほか、投資性その他の事情を勘案し、投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める権利

⑪ 預貯金契約に基づく債権又は銀行法第二条第四項の契約に基づく一定の給付を受ける権利（以下「預貯金債権等」という。）

（例）預金、貯金、定期積金等

⑫ 保険契約又は共済契約に基づき一定額の保険金の支払いを受け、又は損害のてん補を受ける権利（以下「保険契約債権等」という。）

（例）保険、共済

⑬ 無尽業法第一条の無尽による給付を受ける権利（以下「無尽契約持分」という。）

（例）無尽

（注）投資サービス法における取扱いや銀行法、保険業法等との関係につき引き続き検討。

[投資（金融）サービス]

- ① 投資（金融）商品の売買（デリバティブ取引で定めるものを除く。以下同じ。）
 - ② デリバティブ取引
 - ③ 前二号に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ④ 投資（金融）商品の募集又は私募
 - ⑤ 投資（金融）商品の売出し
 - ⑥ 投資（金融）商品の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
 - ⑦ 投資（金融）商品の引受け
 - ⑧ 投資（金融）商品清算取次ぎ
 - ⑨ 投資（金融）商品多角的取引業務（M T S）
 - ⑩ 資産運用
 - ⑪ 投資助言
 - ⑫ 資産管理
- ⑬ 保険契約又は共済契約の締結又はその媒介若しくは代理
 - ⑭ 預金等の受入れを内容とする契約の締結又はその媒介若しくは代理
 - ⑮ 信託契約の締結又はその媒介若しくは代理
 - ⑯ 無尽に係る契約の締結又はその媒介若しくは代理
- （注）投資サービス法における取扱いや保険業法、信託業法、銀行法等の関係について
引き続き検討。
- ⑰ その他前各号に類するものとして政令で定める業務

（注）投資（金融）商品、投資（金融）サービスの定義として定めることが適当でないものについては、英國・金融サービス・市場法の例等も参考にしつつ、政令で除外することとする。